		退職共済預り金繰入額			
		雑損失			
		サービス活動外費用計(5)			
	サービス活動外増減差額(6)＝(4)－(5)				
経常増減差額(7)＝(3)＋(6)					
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益			
		施設整備等補助金収益			
		設備資金借入金元金償還補助金収益			
		施設整備等寄附金収益			
		施設整備等寄附金収益			
		設備資金借入金元金償還寄附金収益			
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
		固定資産受贈額			
		（何）受贈額			
		固定資産売却益			
		車輌運搬具売却益			
		器具及び備品売却益			
		（何）売却益			
		事業区分間繰入金収益			
		拠点区分間繰入金収益			
		事業区分間固定資産移管収益			
		拠点区分間固定資産移管収益			
		その他の特別収益			
		徴収不能引当金戻入益			
		特別収益計(8)			
	費用	基本金組入額			
		資産評価損			
		固定資産売却損・処分損			
		建物売却損・処分損			
		車輌運搬具売却損・処分損			
		器具及び備品売却損・処分損			
		その他の固定資産売却損・処分損			
		国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	△×××	△×××	
		国庫補助金等特別積立金積立額			
		災害損失			
		事業区分間繰入金費用			
		拠点区分間繰入金費用			
		事業区分間固定資産移管費用			
		拠点区分間固定資産移管費用			
		その他の特別損失			
		特別費用計(9)			
	特別増減差額(10)＝(8)－(9)				
当期活動増減差額(11)＝(7)＋(10)					
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)				
	当期末繰越活動増減差額(13)＝(11)＋(12)				
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	（何）積立金取崩額				
	その他の積立金積立額(16)				
	（何）積立金積立額				
	次期繰越活動増減差額(17)＝(13)＋(14)＋(15)－(16)				

※　本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。

※　勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位貸借対照表

平成　年　月　日現在

（単位：円）

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				事業未払金			
事業未収金				その他の未払金			
未収金				支払手形			
未収補助金				役員等短期借入金			
未収収益				１年以内返済予定設備資金借入金			
受取手形				１年以内返済予定長期運営資金借入金			
貯蔵品							
医薬品							
診療・療養費等材料							
給食用材料							